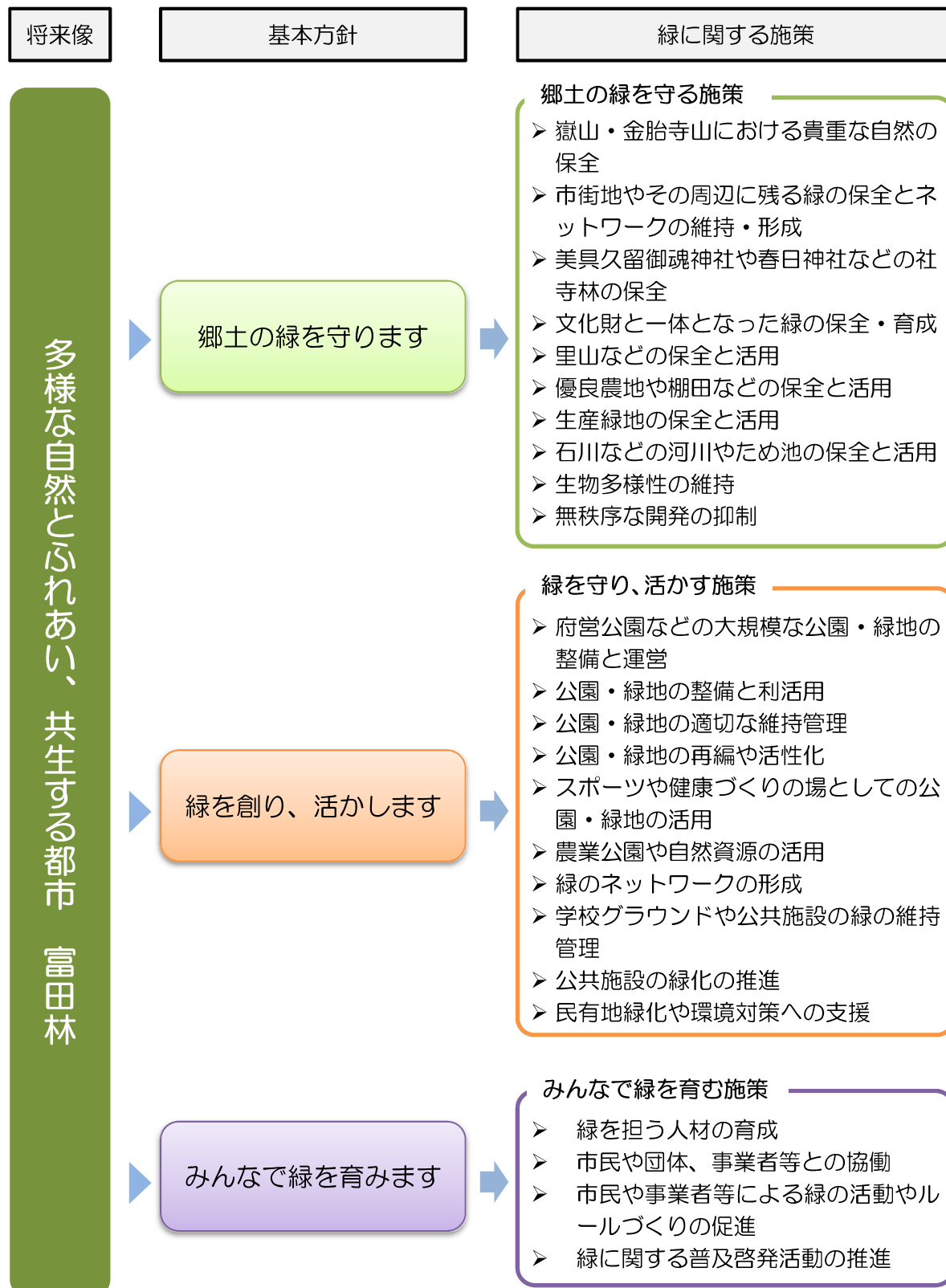


第5章 緑の施策

第1節 施策の体系

緑の将来像を実現するための基本方針と、基本方針に基づく施策を以下に示します。



第2節 緑に関する施策

1. 郷土の緑を守る施策

◆嶽山・金胎寺山における貴重な自然の保全

嶽山・金胎寺山は、富田林市でもっとも標高が高く（296.2m）、緑のシンボル景観を呈しています。

西斜面は雑木林が主体で、東斜面は樹園地が多くなっていますが、比較的自然度が高い山林が広がっていることから、嶽山・金胎寺山などの自然林の保全に努めます。

また、地域住民と協働しながら、散策路や散策路沿いの山林の整備や管理に努めます。



嶽山・金胎寺山

◆市街地やその周辺に残る緑の保全とネットワークの維持・形成

市街地にわずかに残る緑は、生活に密着した自然として極めて貴重で重要です。市街地と石川沿いに広がる農地との境界ラインとなっていた段丘崖の樹林や竹林は、中小企業団地の緩衝緑地としての役割や、市特有の地形の記憶をとどめる緑です。丘陵地に残る斜面林や、斜面林と一体となったため池等も、市街地に近接した身近な緑であり、生態的に重要なエコトーン※となっています。

今後も、これら市街地やその周辺に残る緑の保全に努めるとともに、公園や街路樹などの緑と一体となったエコロジカル・ネットワーク※の維持・形成に努めます。



住民による竹林の管理作業

※エコトーン：環境推移帯とも呼ばれ、樹林地と草地の境界や、海岸・湖岸等の水陸の境界のように、比較的短い距離の間で環境が移行する場所のことをいいます。狭い範囲に多様な環境を含み、生物の生息環境として重要な場所となっています。

※エコロジカル・ネットワーク：野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉です。生態系ネットワークと呼ばれることもあります。

◆美具久留御魂神社や春日神社などの社寺林の保全

地域の歴史的風土を表現する美具久留御魂神社のシイ林、春日神社のシリブカガシ林をはじめとして、富田林市の本来の自然植生が保たれている社寺林は、今後も自然環境保全林や保存樹林として保全を図ります。

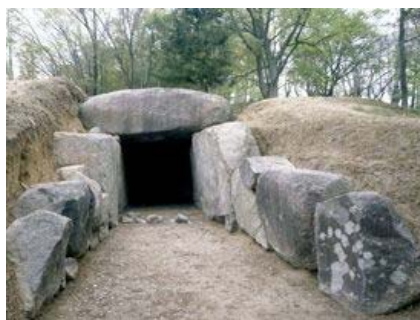


美具久留御魂神社

◆文化財と一体となった緑の保全・育成

国史跡新堂廃寺跡は、府と連携して保存活用計画の策定に取り組めます。

また、オガンジ池瓦窯跡、お亀石古墳、甘山古墳、河内ふるさとの道や東高野街道等の歴史資源と一体となった周囲の樹林や竹林、ため池等は、文化財の保存・活用と連携して、歴史学習、環境学習の場として活用することを目指します。



新堂廃寺・お亀石古墳・オガンジ池

写真提供：富田林市観光協会

◆里山などの保全と活用

里山は、地域の風土に根ざした多様で豊かな環境を形づくっていることから、市民や団体等との連携・協働により、地域が主体となった農地や山林、河川、里山等を保全活用する活動を支援します。

また、地域住民と協働しながら、広範囲に拡大しつつある竹林の適正管理と保全に努めます。



住民による里山の保全活動

◆優良農地や棚田などの保全と活用

石川沿いには、のどかな田園風景が広がっています。また、甘南備には美しい棚田が連続しています。

農地は、食料生産基盤としてだけでなく、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、美しい農村の風景は人々の心を和ませてくれるなど、多面的な機能を有しています。しかし、農地の中には、後継者不足などから放置され荒廃しているものもみられます。

今後、担い手の育成、農地の集積・集約化など、農地の流動化を促進することにより、農地の遊休化を抑制し、優良農地等を保全します。

また、自然保護の立場から、無農薬、有機農業などの生き物にやさしい農業を推奨します。

人が農に親しみふれあえる場として、富田林市市民農園設置等補助制度などを活用し、農地の市民農園などとしての活用を促進します。



東条の水田

◆生産緑地の保全と活用

都市農地については、これまでの「宅地化すべきもの」から、環境共生型の都市を形成する上で重要な役割を果たすものとして認識されるようになったことをふまえて、地域住民の身近なオープンスペースの場などとして生産緑地の保全・活用を図ります。

◆石川などの河川やため池の保全と活用

石川は、多様な生態系の回廊であり、水際
の多様な自然と人々の多様なふれあい活動が
行われる貴重な空間であることから、「水と緑
の交流軸」の形成を大阪府との連携のもとに
推進します。

石川やため池などの水辺においては、景観
の向上と、動植物の生息・生育環境や親水空
間の保全に努めます。



石川

写真提供：富田林市観光協会

◆生物多様性の維持

平成 20（2008）年に生物多様性基本法が制定され、生物多様性国家戦略
の策定など基本的な考え方が示されました。それに基づき大阪府では、「大阪
21 世紀の新環境総合計画※」を策定し、府域における豊かな環境の保全及び創
造に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市においては、平成 14 年度より自然環境保全活用調査に取り組んでいま
すが、絶滅危惧種や特定外来生物の生育も報告されており、生物多様性を維持す
るための対策が求められています。したがって、今後も自然環境保全活用調査
を継続することで市内の動植物に関するモニタリングを行うとともに、市民の
生物多様性に対する理解を深め、特定外来生物への対策等にも取り組みます。

※大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 30（2018）年 7 月改定）

■計画期間

平成 32（2020）年まで

■計画の全体構成

府民の参加・行動のもと、温室効
果ガスの排出量の削減、資源の循環
的利用の促進、大気・水環境の改善、
環境リスクの高い化学物質の管理、
生物の生息環境の保全、都市の魅力
と活力の向上などに取り組み、豊かな
環境の保全と創造を推進

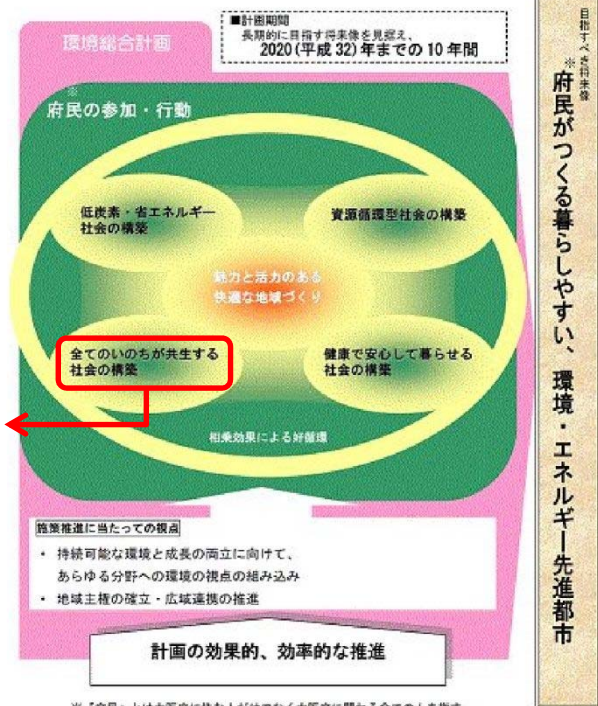
■全てのいのちが共生する社会の構築

○目標

- ・生物多様性の府民認知度 70%以
上
- ・生物多様性の損失を止める行動の
拡大

○主な施策

- ・生物多様性の府民理解の促進
- ・生物多様性の損失を止める行動の促進
- ・府域の生物多様性の現状を評価
- ・地域指定の拡大と生物多様性推進拠点の整備



※「府民」とは大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指す。

(参考) 生物多様性に関する国の取組

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるために、平成 20 年に生物多様性基本法が制定されました。この法律では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。

また、「都道府県及び市町村は、単独又は共同して（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています（第 13 条）。

生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月閣議決定）においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における行政、事業者、民間団体、地域住民などによるさまざまな取組を進めるためには、都道府県をはじめ地方自治体がそれぞれの地域の特性に応じて地域戦略を策定することが不可欠であり、国は、地方自治体による地域戦略の策定を援助、促進するための取組を行うとしています。



資料：環境省

◆無秩序な開発の抑制

市街地に隣接する農地や樹林地などの保全に努めるとともに、開発行為に対しては、周囲の自然環境に配慮した協議を行い、まちと自然の調和を目指します。

また、「(仮称) 富田林市自然環境保全条例」の策定や関係法令の見直しについて検討します。

2. 緑を創り、活かす施策

◆府営公園などの大規模な公園・緑地の整備と運営

錦織公園は、良好な環境・空間の維持管理に努めるとともに、広域避難地としての防災機能の充実を図るため、大阪府との連携と情報共有を図ります。

石川河川公園については、施設の維持管理に努めるとともに、長期未着手の区域については、都市計画の見直し評価をふまえて大阪府との連携を図り、河川改修や河川敷の公園・グランド利用の際は、草地の連続性や、魚をはじめ水生生物の遡上環境への配慮など、水辺の生き物の保全について大阪府と協議をしております。

また、地元住民をはじめとして、市内のNPOや自然保護団体を中心に、広く市民の参加を得て、維持管理に係る活動を促進します。

総合スポーツ公園については、地域住民等との連携を図りながら運営を充実し、利用の促進に努めます。



錦織公園（やんちゃの里）



錦織公園（梅の里）



石川河川公園（千早つどいの広場）



石川河川公園（西行うたのみち）

◆公園・緑地の整備と利活用

公園・緑地については、レクリエーション機能や防災機能等を確保するため、施設の整備に努めます。

また、今後の人口動向や地域の実情を踏まえ、市域全体での適正配置を検討するとともに、地域住民の協力を得ながら整備を進め、癒しとコミュニティの場としての利活用に取組みます。

◆公園・緑地の適切な維持管理

既存の公園・緑地に関しては、樹木や公園施設等の点検や清掃活動、花壇管理等を官民一体となって押し進めます。

また、従来の対処的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を図り、老朽化施設のメンテナンスや改修を行い、安全・安心な施設の維持管理を行います。

◆公園・緑地の再編や活性化

少子高齢化や人口減少などの社会の変化にともない、多様化するニーズに対応するために、健康運動の増進や子育てしやすい環境づくりに取組みます。

公園・緑地の再編や活性化にあたっては、民間活力の導入など、民間事業者との連携に取組み、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の地域交流の場として、新たな活用や魅力づくりの可能性を検討します。

◆スポーツや健康づくりの場としての公園・緑地の活用

総合スポーツ公園や河川敷などにあるグラウンド、サイクリングロードは、豊かな自然の中での市民のスポーツ、健康増進の拠点として活用し、利用の促進を図ります。



総合スポーツ公園

◆農業公園や自然資源の活用

富田林市農業公園サバーファームは、地産地消を推奨し身近に感じられる農業のPRと環境学習や自然レクリエーションの場として活用し、さらなる利用促進を図ります。

また、自然資源を活かした観光振興を図るため、食や農業体験等を組み合わせたグリーンツーリズム・アグリツーリズムなどの観光プログラムの開発等に取り組めます。



農業公園サバーファーム

◆緑のネットワークの形成

商工観光部局との連携にもとづいて、サイクリング・ステーションやサイン、休憩場所や情報発信の充実を行い、利用促進を図ります。

街路樹や緑道の植栽は、グリーンマネジメントの視点をふまえ、安全かつ癒しの空間になるように、市民の理解と協力を得ながら適切な維持管理を行います。



街路樹

◆学校グラウンドや公共施設の緑の維持管理

災害時の避難場所に指定されている学校のグラウンドや公共施設の広場については、十分な空地機能を確保するとともに、植栽の適切な維持管理を行います。

◆公共施設の緑化の推進

市街地においては、ヒートアイランドの抑制や快適環境の創出、良好な景観形成を図るため緑化を推進します。

公共用地においては、今後も樹木の適切な維持管理や緑化の推進に努めるとともに、幼稚園や小中学校での緑のカーテンや太陽光発電等の再生可能エネルギー施設の設置を通じて地球温暖化緩和を推進します。



緑のカーテン



中学校での太陽光発電

◆民有地緑化や環境対策への支援

民有地の緑化に関しては、緑化推進事業助成金交付制度などの緑化に係る制度を継続するとともに、大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に基づいて、接道部緑化などの緑化を促進し、緑視効果の高い景観形成を図ります。

また、地球温暖化対策を推進するため、民有地の屋上などでの太陽光発電や家庭用燃料電池の設置を推進します。

3. みんなで緑を育む施策

◆緑を担う人材の育成

本市では、これまでも公立幼稚園でのビオトープ整備や環境対策の実践事例の広報などに取組んできましたが、今後も教育現場と連携して、将来を担う子どもたちへの環境学習や自然学習を推進します。



錦郡幼稚園のビオトープ

◆市民や団体、事業者等との協働

全市的な緑の保全・育成や創造を推進していくため、富田林の自然を守る市民運動協議会をはじめ、緑関連の市民団体の取組については今後も連携をし、活動を促進します。

また、石川大清掃の開催など、市民や団体、事業所等との協働による環境美化活動を推進します。



石川大清掃

◆市民や事業者等による緑の活動やルールづくりの促進

街路樹、公園等の適切な管理・整備を行うとともに、市街地における緑化活動、里山の保全育成活動、環境美化・清掃活動を促進するため、市民や事業所等の自主的な緑化活動を支援します。

また、地域主体による緑豊かなまち形成のために、建築協定、緑地協定などの活用を努めます。

◆緑に関する普及啓発活動の推進

富田林市公園緑化協会と連携し、緑に関する情報発信やイベント等を通じた普及啓発活動に取り組めます。

また、市民への環境美化意識の啓発や、アドプト・プログラムによる清掃活動への支援、事業所等による不法投棄の解消に向けた取組を推進します。



緑化フェア